

○富田林市都市計画審議会条例施行規則

平成12年3月31日

規則第37号

(目的)

第1条 この規則は、富田林市都市計画審議会条例(平成12年条例第15号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、富田林市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第2条 次の各号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 条例第2条第1項第1号に掲げる者 9人以内
- (2) 条例第2条第1項第2号に掲げる者 9人以内

2 次の各号に掲げる者のうちから任命されることができる委員の数は、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 条例第2条第2項第1号に掲げる者 3人以内
- (2) 条例第2条第2項第2号に掲げる者 3人以内

(招集等の通知)

第3条 会長は、審議会の会議の日前3日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員(議事に関係ある臨時委員を含む。)に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議事録の作成)

第4条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 審議会の会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員及び出席した臨時委員の氏名
- (3) 調査審議の内容

2 議事録に署名する委員は1名とし、議長が指名する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、都市計画担当課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(富田林市都市計画審議会規則の廃止)

2 富田林市都市計画審議会規則(昭和44年規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成28年規則第2号)

この規則は、交付の日から施行する。